

B36

# 育児・介護休業等に関する 労使協定

平成29年1月1日

エムシーパートナーズ株式会社

## 育児・介護休業等に関する労使協定

エムシーパートナーズ株式会社四日市支社（以下「会社」という。）とエムシーパートナーズ四日市支社従業員代表 船附 夏来（以下「従業員代表」という。）は、エムシーパートナーズ株式会社四日市支社における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる従業員）

第1条 会社は、次の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第2条 会社は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第3条 会社は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社6か月未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（介護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第4条 会社は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社6か月未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（所定外労働の免除の申出を拒むことができる従業員）

第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第6条 会社は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を

拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 週の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第7条 会社は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 週の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護休暇、介護休暇の半日単位取得について)

第8条 半日単位となる時間数は、始業時刻から12時又は13時から終業時刻までとする。休暇1日当たりの時間数は、7時間45分とするが、有期雇用契約従業員については、雇用契約書に定める時間とする。ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位とする。

(従業員への通知)

第9条 会社は、第1条から第7条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

2 本覚書の取り交わし日をもって、平成26年8月1日付にて取り交わした協定は、将来に向かって失効する。

平成29年1月1日

エムシーパートナーズ株式会社四日市支社  
支社長 木下 豊 印

エムシーパートナーズ株式会社四日市支社  
従業員代表 船 附 夏 来 印